

被扶養者の範囲

被扶養者として認定できるのは

- ① 組合員と一定の身分関係にある者
 - ② 主として組合員の収入によって生計を維持している者
 - ③ 日本国内に住所を有する者
- とされています。

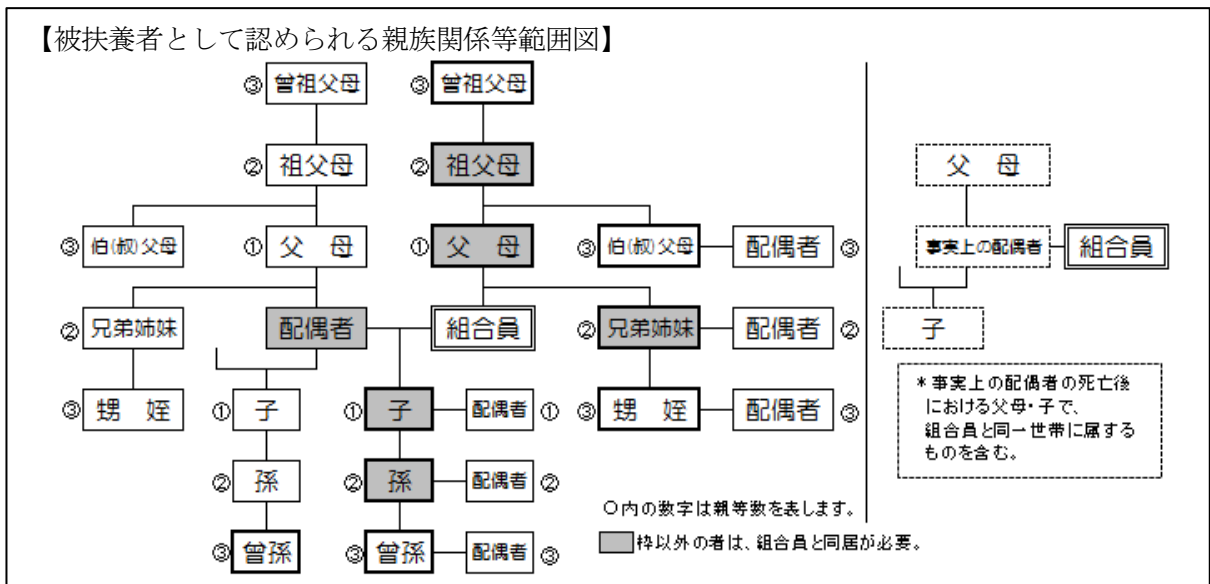
1 身分関係

被扶養者として認定されるためには、次に掲げるように一定の身分関係にあることを要します。

- (1) 組合員の配偶者（事実上婚姻関係にある者を含む）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- (2) 組合員と同一世帯に属する次に掲げる者

- ア 三親等内の親族で、(1)に掲げる者以外の者
(組合員の伯叔父、伯叔母、甥、姪、配偶者の父母、連れ子等)
- イ 組合員と事実上婚姻関係にある配偶者の父母及び子

※ 「組合員と同一世帯に属する」とは、組合員と生計を共にし、かつ同居している場合をいいます。ただし、勤務の都合等やむを得ない理由により一時的に別居を余儀なくされる場合には、居を要しません。



2 生計維持関係

「主として組合員の収入によって生計を維持している者」とは、生計の基盤を組合員におき、原則として組合員からその生活の資の主要なる部分を得ている者のことをいいます。

次に該当する場合は、この要件を満たしていないと判断され、被扶養者の認定を受けることはできません。

- (1) 組合員以外の者が、認定を受けようとする者についての扶養手当又はこれに相当する手当を事業主等から受けている場合。
- (2) 組合員が他の者と共同して同一人を扶養する場合、社会通念上その組合員が主たる扶養者でない場合。
- (3) 認定を受けようとする者の年間収入が認定基準年額以上ある場合。(※2)

	区分	認定基準年額
①	60歳以上又は、国民年金法及び厚生年金保険法等に基づく年金給付のうち障害を支給事由とする給付の受給要件に該当する者(※1)	180万円
②	①以外の者で、その年の12月31日現在19歳以上23歳未満である者(組合員の配偶者を除く)	150万円
③	上記以外	130万円

この場合の「年額」とは、暦年でいう1月から12月までの収入を指すものではなく、事由が発生した日から向こう12か月の収入推計額を指します。

また、このときの「収入」とは、所得税法上の所得をいうものではなく、被扶養者としてしようとする者の恒常的な収入の総額を指します。

※1 原則として、年金裁定済みの者であることが前提となりますが、現に障害年金を受給していない者（併給調整等による支給停止）についても、認定の対象となります。

※2 令和8年4月以降、新規に認定する者について、給与収入以外に他の収入（年金収入や事業収入等）がない場合は、労働基準法第15条の規定に基づき交付される「労働条件通知書」等により、収入額を見込みます。

（参考）令和8年5月18日付公立山口第147号『労働契約内容による年間収入が基準額未満である場合の被扶養者の認定における年間収入の取扱いについて（通知）』

3 日本国内に住所を有する者

日本国内に住所を有する者とは、住民基本台帳に住民登録されている者（住民票が日本国内にある者）をいいます。ただし、住民票が日本国内にあっても、海外で就労しており、日本で全く生活していないなど、明らかに日本での居住実態がない場合は、国内居住要件を満たさないと判断します。

外国に留学をする学生、外国に赴任する組合員に同行する家族等の一時的な海外渡航を行う者については、日本国内に生活の基礎があると認められる者として、下記のとおり国内居住要件の例外として取り扱います。

【国内居住要件の例外】

① 外国において留学をする学生

学生が、留学後に現地で就職する場合は、使用関係が生じた時点から例外要件を満たさなくなった(※)ものとして取り扱います。

② 外国に赴任する組合員に同行する者

③ 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者

ワーキングホリデー制度は、通常の就労ビザとは異なり、主として休暇を過ごす意図を有するものと位置づけられているため、ワーキングホリデーでの渡航は、海外滞在期間中の旅行・滞在資金を補うための付随的な就労が認められるものの、就労を目的とした渡航とは言えないため、国内居住要件の例外として認められます。

④ 組合員が外国に赴任している間に当該組合員との身分関係が生じた者であって、外国に赴任する組合員に同行する者と同等と認められる者

「出生」・「婚姻」等の特別な事情により新たな身分関係が生じた結果、海外赴任に同行する者と同様に、海外赴任後に日本で生活することが予定されているなど、日本国内に生活の基礎があると認められる者が該当します。

⑤ 渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者

※ 例外要件を満たさなくなった場合は、被扶養者申告書を提出の上、認定取消手続きが必要となります。